

「市職員特殊勤務手当検討委員会」から提言書が提出されました



▲委員会のような様子

「市職員特殊勤務手当検討委員会」は、市職員に支給されている特殊勤務手当について、その手当の種類、支給対象および支給金額に関して、総合的な見直しを行うために、様々な角度から検討することを目的として設置されました。現在、市全体で36種類ある特殊勤務手当に、特殊勤務手当に準ずるものと委員会で判断された水道局の企業手当を加えた37の手当について、検討が行われました。委員会は、昨年10月から6回にわたり開催され、このたび、委員会の意見がとりまとめられ、石田委員長から提言書が提出されましたので、その内容をお知らせします。

【問い合わせ先：人事課 82-1124】

提 言 書

特殊勤務手当検討委員会の総括

市職員給与条例第15条（※注1）への所感

特殊勤務とは、著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮が必要なものと記されています。昨年10月に検討委員会が設置され、以来6回にわたり市民の目線及び民間企業感覚で検討を加えて参りました。

また、議論の中では地方公務員という民間企業とは異なる面も考慮していることも申し添えておきます。

条例に基づいて規定されている各種手当について、各部局からの提出資料に沿って慎重に検討致しました。

昨今の大変厳しい世情にあって、更に市財政の逼迫した現状の中にあつて、過去に労使間交渉で見直しが出来たであろう規定が、そのまま今日現存していることを大変残念に感じています。しかも37種目もの手当が支給されている実情を率直に言って各部局ともに理解しがたいものも多く見られます。経営感覚で言うならば、企業の健全な収益性が確保されることが第一条件です。その上で社員の安定した生活が保障され、職種・職能・職責に応じて特別に手当が付加されるものであり、透明度の高い納得性あるものでなくてはなりません。

市役所とは市民にとって何をやる所か、市民生活の向上と安全の確保に努め社会福祉と健全財政の行政を推進していくことが大きな使命ではないでしょうか。

歴史的背景のもとに決められた特殊勤務手当が、今日の様々な状況を鑑みて必ずしも適正なものとは考えられません。検討委員会においてそれぞれの種目毎に密度の濃い議論を重ねました。手当の要不要・統廃合・金額の増減など大幅な見直しが必要かと思われまふ。種目毎のまとめは別表に委員の意見を数表で示しました。

この報告書は各委員の重みのある提言であると確信しています。残念ながら本委員会に参加いただけなかった市議会や市職労の皆様には、上記のことは言われるまでもなく十分に認識しておられる事だとは存じますが、各部局において適正且つ真摯な労使間交渉がなされて市民に対して納得出来る報告が頂けることを期待申し上げ、委員会の総意として申し送ります。

（※注1）著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し支給されることを定めています。